

第13章 衛生指導課

1 食品衛生対策の推進

(1) 食品衛生の現状

近年、共働き世帯や高齢者の単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の拡大など食へのニーズは変化している。

これらの食を取り巻く様々な環境変化への総合的な対応を図るべく、平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、HACCP に沿った衛生管理の制度化、食品営業許可業種の見直し、営業届出制度の創設等が段階的に施行され、令和3年6月1日に完全施行された。

県は、食品衛生法改正に係る新たな制度に対応するため、食品衛生法施行条例等を改正するなどの制度面を整備するとともに、食品等事業者への各種広報による周知やHACCP に沿った衛生管理について指導・助言を行っている。

また、関係部局で構成する「千葉県食の安全・安心対策会議」を通じて生産から消費に至る総合的な施策の推進や、消費者や生産者、事業者等で構成する「千葉県食品等安全・安心協議会」において情報や意見を求める等、県民の視点に立った食品の安全確保対策に努めてきた。

食品等事業者への監視指導については、国が示した指針に基づき、県内における食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売等の実情や過去の食中毒発生状況等を踏まえ、毎年度、千葉県食品衛生監視指導計画を定め、食品営業施設の効果的な監視指導や食品等の検査を実施している。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以降、市場流通食品の放射性物質の検査を継続して実施している。

食品等事業者による自主管理体制の推進については、食品衛生管理者、食品衛生責任者、知事が委嘱した食品衛生推進員及び（公社）千葉県食品衛生協会長が委嘱した食品衛生指導員に対する衛生教育を通じて、自主衛生管理に必要な知識の普及啓発を図っている。

食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報源であることから、事業者に対して監視指導を行うとともに、消費者からの相談対応を行っている。

(2) 食品衛生監視事業

県内13保健所及び3食肉衛生検査所の食品衛生監視員が食品営業施設等に対する監視指導を計画的に実施した。

ア 食品営業施設の状況

令和6年度末で、食品営業許可施設は47,574施設、食品営業届出施設は21,414施設となっている。

(表1のとおり)

イ 食品営業施設監視状況

食品営業施設の監視指導は、保健所の健康生活支援課又は生活衛生課、食品機動監視課及び食肉衛生検査所の食品衛生監視員が連携し、施設の立入検査や食品等の収去検査を実施している。

監視指導の実施に関しては、平成16年度から、毎年度、千葉県食品衛生監視指導計画を策定し、施設の種類や取り扱う食品の種類等により分類し、監視指導の重要度を踏まえて監視指導の頻度を定めるなど、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を図っている。（表2のとおり）

特に、食品の多様化及び流通の広域化等に対応するため、大規模な製造、調理等を行う施設に対しては、食品機動監視課により、製造等の管理、記録の作成・保存、表示事項等について重点的な監視指導を実施している。

表1 食品営業施設の施設数及び監視件数（令和6年度）

許可届出の別		年度別				
		2	3	4	5	6
許可施設	営業施設数	63,859	53,655	50,385	48,885	47,574
	監視施設数	13,213	10,914	9,911	9,624	9,333
届出施設	営業施設数	-	14,934	18,971	19,815	21,414
	監視施設数	-	4,236	1,370	1,617	1,601

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

営業届出は令和3年6月1日から制度化された。

表2 令和6年度 監視分類別営業許可施設の監視状況

監視分類	主な対象施設	項目	計
製造業等監視	地方公設市場 大規模食品製造施設 大規模飲食店 大規模集団給食施設 指定成分等含有食品の製造加工施設 など	施設数	1,256
		監視件数	1,150
重点監視	調理製造場を有する大型スーパー と畜場、食鳥処理場及び付帯する食肉処理施設等 野生鳥獣（いのしし又は鹿）に係る食肉処理施設 生食用食肉取扱施設 ふぐ営業認証施設 器具・容器包装製造施設 など	施設数	4,037
		監視件数	1,589
定期監視	魚介類販売業、食肉販売業 自動車を利用して行う営業 屋台、露店等及び臨時施設での飲食店営業 など	施設数	41,589
		監視件数	6,516
その他の監視	自動販売機による営業許可施設 など	施設数	692
		監視件数	78
合計		施設数	47,574
		監視件数	9,333

ウ 行政処分

令和6年度の食品営業施設に対する行政処分は、7件であり、飲食店営業等を原因施設とする食中毒（法第6条第3号違反）によるものであった。

エ 衛生教育

近年は多種多様の食品が流通しており、食品衛生知識の向上は、食品営業者のみならず消費者にとっても食品による事故防止の観点から不可欠である。

このため、食品の取扱いなどの食品衛生管理に係る知識について、講習会等を通じて普及啓発を行った。その状況は表3のとおりである。

表3 令和6年度衛生教育実施状況

営 業 者				消 費 者		合 計	
回 数		受 講 者 数		回数	受講者数	回数	受講者数
保健所等	(公社)千葉県食品衛生協会委託	保健所等	(公社)千葉県食品衛生協会委託				
213	102	18,535	4,691	10	381	325	23,607

オ 製菓衛生師

製菓衛生師の試験を、製菓衛生師法に基づき毎年実施しており、令和6年度は10月26日に実施し、出願者数199名、受験者数188名、合格者数158名、合格率84.0%であった。

(3) 食品衛生検査

食品等の収去検査

食品衛生法に基づき収去した食品等の検査を、県下9検査機関（7保健所、衛生研究所、東総食肉衛生検査所）及び登録検査機関（千葉県薬剤師会検査センターへの外部委託）で実施した。

令和6年度の収去等による食品検査検体数は2,243検体（表4）で、うち違反食品は0検体であった。

表4 収去等による食品検査の事業別検査項目等一覧 (令和6年度)

事業名	検体名及び項目名	対象検体	主な検査項目	検体数	項目数	細菌検査		理化学検査	
						検体数	項目数	検体数	項目数
食品化学検査	農産物安全対策調査	県産農産物(野菜・果実)	残留農薬	69	13,800	0	0	69	13,800
		県産生落花生	真菌、アフラトキシン	3	6	3	3	3	3
	水産物安全対策調査	県産養殖魚介類	総水銀、動物用医薬品等	4	248	0	0	4	248
		県産あさり等	PCB、総水銀、カドミウム等	3	15	0	0	3	15
		県産かき	ノロウイルス、細菌、貝毒	1	7	1	5	1	2
	畜産物安全対策調査	県産鶏卵	サルモネラ、動物用医薬品等	20	920	20	20	20	900
		県産はちみつ	動物用医薬品等	8	336	0	0	8	336
		牛肉	残留農薬、動物用医薬品等	30	380	0	0	30	380
		豚肉		162	2,268	0	0	162	2,268
	鶏肉	18		234	0	0	18	234	
	輸入食品調査	輸入冷凍野菜果実	残留農薬	44	8,341	0	0	44	8,341
		輸入農産物加工品		36	6,169	0	0	36	6,169
		輸入冷凍加工品(ポテト・豆)		30	5,904	0	0	30	5,904
		輸入水産物	総水銀、動物用医薬品等	20	996	0	0	20	996
		輸入食肉	動物用医薬品等	30	1,830	0	0	30	1,830
		輸入ナッツ・乾燥果実	カビ毒	20	20	0	0	20	20
		輸入柑橘類	防ばい剤	6	24	0	0	6	24
	加工食品調査	ダイズ穀粒	組換え遺伝子	8	28	0	0	8	28
		コムギ加工品		16	64	0	0	16	64
		コメ加工品		16	48	0	0	16	48
		トウモロコシ加工品		16	32	0	0	16	32
		ばれいしょ加工品		8	16	0	0	8	16
		パパイヤ果実		4	12	0	0	4	12
		ふぐ(筋肉部)	ふぐ毒	4	4	0	0	4	4
		牛乳	アフラトキシンM1	11	11	0	0	11	11
		アレルギー物質対象食品	アレルギー物質(卵)	16	16	0	0	16	16
			アレルギー物質(乳)	16	16	0	0	16	16
	アレルギー物質(そば)		8	8	0	0	8	8	
	アレルギー物質(落花生)		16	16	0	0	16	16	
	アレルギー物質(小麦)		8	8	0	0	8	8	
アレルギー物質(えび・かに)	8	16	0	0	8	16			
放射性物質検査	市場流通食品等	放射性セシウム134及び137	260	520	0	0	260	520	
小 計				919	42,313	24	28	919	42,285
収去検査 公設等	公設卸売市場等	加工食品等	添加物、細菌等	587	3,887	384	1,207	587	2,680
		食品添加物	食品添加物規格試験	14	127	0	0	14	127
		容器包装	溶出試験	4	26	0	0	4	26
		割り箸	防腐剤、防カビ剤、亜硫酸等	4	20	0	0	4	20
小 計				609	4,060	384	1,207	609	2,853
保健所 独自検査	保健所実施収去検査	加工食品等	添加物、細菌等	536	2,979	536	2,979	0	0
		牛乳等	規格検査	15	82	15	30	13	52
小 計				551	3,061	551	3,009	13	52
食肉 計画検査	食肉衛生検査	豚肉	動物用医薬品等	164	164	0	0	164	164
		小 計				164	164	0	0
全検査機関 合 計				2,243	49,598	959	4,244	1,705	45,354

(4) 食中毒

ア 食中毒発生状況

表5 年間の発生状況及び各行事間における発生状況（令和6年：千葉県）

件数等	期間 年間	6月1日～9月30日 食品衛生夏期対策期間		12月1日～12月31日 年末の食品安全推進月間		国外扱い (別掲)
発生件数	26(12)	9	(5)	2	(1)	0
患者数	373(172)	110	(45)	66	(47)	0
死者数	0(0)	0	(0)	0	(0)	0
1件当たりの患者数	14.3(14.3)	12.2	(9)	33.0	(47)	0.0
10万対罹患率	5.9					

() 3市を除く県内

表6 過去10年間の発生状況（令和6年：千葉県）

年	件数等 発生件数	患者数	死者数	1件当たりの 患者数	*10万対 罹患率	国外扱い (別掲載)	
						件数	患者数
H26	44	674	0	15.3	10.9	0	0
H27	33	624	0	18.9	10.0	0	0
H28	34	640	5	18.8	10.3	0	0
H29	31	688	0	22.2	11.0	0	0
H30	27	252	0	9.3	4.0	0	0
R元	36	750	0	20.8	11.9	0	0
R2	21	212	0	10.1	3.4	0	0
R3	16	116	0	7.3	1.8	0	0
R4	28	340	0	12.1	5.4	0	0
R5	20	245	0	12.3	3.9	0	0
R6	26	373	0	14.3	5.9	0	0
平均	28.7	446.7	0	14.7	7.1	0	0

*総人口数は各年10月1日現在

イ 食中毒予防対策

例年、食中毒が多発する夏期（6月～9月）に「食中毒警報等発令要領」に基づき食中毒注意報又は食中毒警報を発令し、食品営業者及び広く消費者に対し食品の取扱い等の食品衛生に関する注意を喚起している。

- ・食中毒注意報：6月1日から7月8日まで（38日間）
- ・食中毒警報：7月9日から9月30日まで（84日間）

ウ ふぐ毒による危害防止

ふぐ処理師試験を、ふぐの取扱い等に関する条例に基づき毎年実施しており、令和6年度は、ふぐ処理師試験は10月9日（学科）及び10月19日（実技）に実施し、出願者数85名、受験者数83名、合格者数50名、合格率60.2%であった。

また、ふぐ処理師数及び認証営業施設数は表7のとおりである。

表7 ふぐ処理師数及び認証施設数

項目 \ 年度	4 年度	5 年度	6 年度
ふぐ処理師数	3,563	3,663	3,726
認証営業施設数	417	444	447

注) 認証営業施設数：千葉市、船橋市、柏市を除く。

(5) 牛乳衛生

乳類処理施設及び乳製品製造施設について、監視指導と収去検査を実施し、施設の衛生及び製品の品質向上を図った。

なお、令和6年度における乳処理量については表8のとおりである。

表8 乳処理量 (キロリットル)

	無殺菌乳	殺菌乳			計
		63～65℃	75℃以上	瞬間	
特別牛乳	0	0			0
牛乳		162	11,981	112,416	124,559
低脂肪牛乳		0	1,572	0	1,572
加工乳	乳脂肪分 3%以上	0	18	114	132
	乳脂肪分 3%未満	0	0	0	0
その他の乳		0	0	140	140

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

(6) と畜衛生

ア と畜検査体制の強化及びと畜場の整備等

と畜場管理者等に対し、獣畜をとさつ又は解体する場合の処理基準を確実に履行するよう研修会等で啓発を行い、と畜検査体制の強化を図った。また、県内には5と畜場が存在するが、各食肉衛生検査所において、管轄のと畜場に対し、自主的な衛生管理について指導・助言等を行った。

なお、年度別と畜頭数及び行政処分頭数は、表9及び表10のとおりである。

表9 年度別と畜頭数の推移

畜種 \ 年度	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
R4	23,466	924	1	876,378	29	63	900,861
R5	24,316	960	0	861,398	49	14	886,737
R6	23,994	553	1	824,260	49	25	848,882

表10 と畜検査による行政処分頭数(令和6年度)

畜種 \ 処分別	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊	計
とさつ禁止	0	0	0	0	0	0	0
解体禁止	0	0	0	0	0	0	0
全部廃棄	368	4	0	1,180	0	0	1,552
一部廃棄	12,956	415	1	657,322	4	4	670,702

場外とさつ:0頭

イ BSE対策

平成13年10月18日から、食用として処理される全ての牛を対象としたBSEスクリーニング検査を実施してきたが、科学的なリスク評価等を踏まえ、国が段階的に検査対象月齢等を見直しており、令和6年4月1日からは、月齢による検査対象区分を削除し、行動異常又は神経症状等を呈する牛に対しBSEスクリーニング検査を実施することとしている。また、と畜場の管理者等に対し、牛の食肉処理に当たっては、特定部位による枝肉や食用に供する内臓などへの汚染防止について指導を行った。

なお、平成13年10月から令和7年3月末までの検査頭数は362,490頭であり、スクリーニング検査で陽性となった7頭は国立感染症研究所で確認検査を行った結果、いずれも陰性と判定された。

(7) 食鳥肉衛生

食鳥肉の衛生を確保するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づいて一羽ごとの検査を行っている。

令和6年度の食鳥処理事業許可件数は、年間処理羽数が30万羽を超える施設が1件、30万羽以下の施設が11件であり、届出食肉販売業の届出件数は0件であった。

令和6年度の食鳥検査羽数は1,278,648羽（ブロイラーのみ）、食鳥確認羽数は292,427羽（ブロイラー56,672羽、成鶏235,755羽）である。

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

(8) 食品安全推進事業

食品等の安全・安心の確保について、関係者の責務と役割を明らかにするとともに、施策を総合的に推進することにより、県民の健康を保護し、安心できる生活の確保に寄与することを目的とした「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例」が平成18年4月1日から施行され、平成19年3月に、生産から消費に至る施策を実施するための方向性を示す「千葉県食品等の安全・安心の確保に関する基本方針」を策定した。

令和3年6月1日から食品衛生法及び食品表示法に違反し、又は違反するおそれがある食品について、事業者が食品等の自主回収を行った場合、届出をすることが義務化され、令和6年度に県が受理した届出は60件であった。

リスクコミュニケーションは、食品等の安全・安心の確保のため関係者が情報や意見の交換を行うものであるが、令和6年度は、大学生等を対象に「最近の食品衛生事情について」「正しい手洗いできていますか？」と題し、講義及び実習を行った。また、イオンリテール株式会社及び船橋市と協力の上、イオンモール船橋で県内小学校に通う3年生～6年生の児童とその保護者を対象に「食の安全に関する講義」や「スーパー部門のバックヤード見学」、「手洗い教室」等を行った。

啓発事業として、消費者や食品関連事業者が開催する講習会に出向き、食品衛生の講義、手洗い等の体験事業を行う、「ちば食の安全・安心出前講座」事業を22回、848人を対象に実施した。

なお、庁内関係部局で構成される「千葉県食の安全・安心対策会議」において、食品の生産から製造・加工、流通、消費に至る一貫した対策を推進するとともに、緊急を要する事案の発生時は関係部局と連携の上、迅速に対応することとしている。

2 生活衛生対策の推進

(1) 生活衛生関係営業

ア 生活衛生関係営業施設の推移

表1 生活衛生関係営業施設

業種 年度別	興行場		旅館				一般 公衆 浴場	その他の 公衆浴場		理 容 所	美 容 所	クリーニング所		計
	映 画 館	そ の 他	旅 館 ・ ホ テ ル	簡 易 宿 所	下 宿	季 節 的 宿 泊 施 設 (再 掲)		個 室 付 浴 場	そ の 他			洗 い ・ 仕 上 げ	取 次 所	
R4	22	85	1,025	1,098	2	136	21	4	610	3,304	6,938	634	1,135	14,878
R5	22	86	1,030	1,277	2	125	19	4	609	3,253	7,048	616	1,022	14,988
R6	22	88	1,024	1,452	2	121	17	4	607	3,181	7,067	601	1,007	15,072

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。興行場には仮設興行場は含まない。

イ 生活衛生関係営業に対する監視状況

生活衛生関係営業施設の衛生措置基準を遵守させ、衛生水準の向上を図るため、立入検査及び調査指導を行っている。立入検査は、「環境衛生関係営業施設監視指導実施要領」に基づき実施している。

今後も環境衛生監視員の研修等による知識の向上を図るとともに科学的な検査方法を導入し、効果的かつ合理的な監視を行っていく。監視施設数及び監視率は表2のとおりである。

表2 監視施設数及び監視率

		興行場	旅館	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング 所	計
R4	施設数	107	2,125	635	3,304	6,938	1,769	14,878
	監視数	75	973	450	597	824	448	3,367
	監視率(%)	70	46	71	18	12	25	23
R5	施設数	108	2,309	632	3,253	7,048	1,638	14,988
	監視数	77	901	419	652	1,213	563	3,825
	監視率(%)	71	39	66	20	17	34	26
R6	施設数	110	2,478	628	3,181	7,067	1,608	15,072
	監視数	78	776	461	1,056	1,809	386	4,566
	監視率(%)	71	31	73	33	26	24	30

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

ウ 生活衛生関係営業の現状

(ア) 公衆浴場

公衆浴場は、物価統制令第4条の規定により入浴料金が統制額として指定されている一般公衆浴場(銭湯等)とその他の公衆浴場(いわゆるスーパー銭湯やサウナ風呂、砂風呂、個室付浴場及びスポーツ施設又は老人福祉施設に附帯して設けられる浴場等)に大別される。

a 一般公衆浴場

一般公衆浴場は、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なもので、営業場所に関して他の業種には規定の無い距離制限がある。

入浴料金は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令に基づき、知事が定めることとされている。

一般公衆浴場の経営の安定化を図るため、経常赤字の施設に対し、用水、燃料及び光熱に係る経費の1/2の額(25万円を限度とする。)を補助している。

表3 一般公衆浴場施設(千葉市、船橋市、柏市を含む)

年 度	施 設 数	対前年度増減数
R4	38	△3
R5	34	△4
R6	32	△2

b その他の公衆浴場

各市町村営の老人福祉センター、ゴルフ場及びスポーツ施設等の附帯設備としての公衆浴場やいわゆるスーパー銭湯がこれにあたるが、その施設数は近年横ばい傾向である。

(イ) 旅館

旅館は、旅館業法により旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業に区分されている。

このうち、季節的に利用される施設にあつては、旅館業法施行令により特例として施設基準の一部を緩和する措置がとられており、本県では海水浴客等の利用施設として、その大部分が簡易宿所営業に分類される。なお、いわゆる「民泊」については住宅宿泊事業として別に分類されている。

(ウ) 興行場

興行場としては、映画館、劇場、スポーツ施設、その他市民会館等がある。このうち映画館は、テレビやホームビデオの普及、娯楽の多様化等により減少していたが、最近では、ショッピングセンター等に併設されたミニシアターやシネマコンプレックス等新しい形態の施設が増加してきている。

(エ) 理容、美容

近年、理容所及び美容所は、カット専門店の出現やまつ毛エクステンションの流行などにより営業形態が多様化することで、新たな衛生措置が必要とされる状況が生じた。このため、平成22年12月に「理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例」を公布し、洗髪設備及び洗顔設備の設置義務の規制を加え、公衆衛生の向上を図ったところである。

(オ) クリーニング

クリーニング所は、洗たく物の処理を行うクリーニング所と洗たく物の受取及び引渡しのみを行う取次所がある。また、消費者保護の観点からクリーニング業法が平成16年4月16日に改正され、店舗を設けずに取次業を行う無店舗取次店について都道府県知事に届け出ることが義務づけられた。

クリーニング業法に基づくクリーニング師試験は、毎年度1回実施しており、令和6年度は令和7年1月14日に実施し、出願者数222名、受験者203名、合格者136名、合格率67.0%であった。

(2) 生活衛生関係営業の育成指導

生活衛生関係営業は、その大部分が零細企業であり過当競争も生じてきているところから、経営は必ずしも安定しているとはいえない。したがって、その経営基盤を安定させ、一定の衛生水準を確保させる必要があり、次のような経営指導に努めている。

ア 生活衛生同業組合の育成指導

生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき知事の認可を受けており、本県では13業種(理容、美容、クリーニング、興行、公衆浴場、旅館、麺類、氷雪販売、食肉、すし商、中華料理、料理及び飲食)の各組合が認可されている。

イ 公益財団法人千葉県生活衛生営業指導センターの業務

(公財)千葉県生活衛生営業指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づき、昭和57年3月26日に知事の指定を受け、同年4月1日から事業を開始した。

令和6年度の主な事業は、次のとおりである。

(ア) 生活衛生関係営業施設の衛生水準の確保及び改善向上並びに経営の健全化についての相談指導を行った。

(イ) 生活衛生関係営業者に対し、講習会、講演会等を開催した。

(ウ) 広報誌(広報機関誌名「生活衛生ちば」)を電子情報化し、平成27年7月からホームページ上に「生活衛生ちば」のメニューを追加した。

(エ) 標準営業約款の登録事業は、昭和58年3月クリーニング業、昭和59年10月理容業及び美容業がそれぞれ厚生労働大臣からその約款が認可されたことに伴い、クリーニング業は昭和59年2月から、理容業及び美容業は昭和60年1月から約款に基づく登録を行っている。

また、めん類飲食店営業及び一般飲食店営業に係る標準営業約款の登録が平成17年11月から開始された。

(3) 化製場等

本県の化製場、死亡獣畜取扱場、化製場類似施設、動物の飼養・収容の施設は表4のとおりである。

表4 化製場等施設数

年度	施設 化製場	死亡獣畜 取扱場	第8条準用施設		畜舎・家きん舎	
			製造施設	貯蔵施設	畜舎	家きん舎
R4	4	3	6	0	210	9
R5	4	3	6	0	206	9
R6	4	3	6	0	216	9

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

第8条準用施設とは、魚介類又は鳥類を原料とする肥料・飼料の製造及び貯蔵施設(化製場類似施設)

(4) 特定建築物の衛生管理等

ア 特定建築物の衛生管理

(ア) 特定建築物及び立入検査

建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、建築物の用途(百貨店、店舗、事務所等)及び延べ面積(3,000㎡以上(学校8,000㎡以上))により定められた特定建築物については、空気環境の調整、給排水の管理、清掃、ねずみ・昆虫等の防除等の総合的な維持管理をその所有者等に義務づけている。

また、管理の徹底を図るため「千葉県特定建築物指導要綱」により適正な維持管理の指導を行っている。

令和6年度における届出施設数は18施設で、353施設に対し立入検査を実施した。

(イ) 建築物管理事業者の登録状況

特定建築物の増加に伴い、所有者等の委託を受けて、ビルの清掃、空気環境の測定等建物の維持管理を業とする者が増加している。これら事業者の資質の向上を図ることを目的として、昭和55年建築物清掃業などの登録制度が法令に設けられた。

登録営業所数は、ほぼ横ばいで推移しているところであり、登録業者数及び立入検査状況等は表5のとおりである。

表5 建築物管理事業登録業者数及び立入状況一覧表

区分 年度	建築物 清掃業	建築物 空気環 境測定 業	建築物 空気調 和用ダク ト清掃業	建築物 飲料水 水質検 査業	建築物 飲料水 貯水槽 清掃業	建築物 排水管 清掃業	建築物 ねずみ 昆虫等 防除業	建築物 環境衛 生総合 管理業	合 計	立 入 検 査	立入率 (%)
R4	108	20	3	11	169	21	37	46	415	132	32
R5	112	20	3	11	164	22	39	46	417	154	37
R6	112	19	3	11	168	24	38	49	424	129	30

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

イ 遊泳用プールの衛生管理

遊泳用プールの指導は、施設の管理状況等の把握及び指導の徹底を図るため、「千葉県遊泳用プール行政指導指針」に基づき実施している。

遊泳用プール設置状況は、表6のとおりである。

表6 遊泳用プール施設数及び立入状況一覧表

区分 年度	営 業 用	事 業 用	そ の 他	施 設 総 計	検 査 件 数	立入率 (%)
R4	302(156)	13(3)	14(0)	329(159)	206(124)	63
R5	297(157)	13(3)	14(0)	324(160)	247(137)	76
R6	285(154)	13(3)	13(0)	311(157)	252(139)	81

注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。()内は通年プール施設を再掲。

ウ 住居衛生相談業務

平成13年4月から全保健所に相談窓口を設置し、住民からの相談に対して情報提供等を行うとともに、必要に応じて検査機器を用いて空気環境測定を行っている。

令和6年度の相談件数は518件であり、測定実績は0件であった。

(5) 住宅宿泊事業

近年、急速に増加している民泊サービスに対し、公衆衛生等の確保、地域住民とのトラブル防止に対応するため、平成29年6月16日に「住宅宿泊事業法」が公布され、平成30年6月15日に施行された。

住宅宿泊事業者に対し、届出住宅の衛生や安全の確保、騒音防止のための説明、苦情への対応など、事業者の業務事項を遵守させ、必要に応じて立入検査を行っている。

届出住宅数及び立入検査状況は表7のとおりである。

表7 住宅宿泊事業届出住宅数及び立入検査状況一覧表

区分 年度	届出住宅数	検査数
R4	680	20
R5	781	10
R6	957	3

3 動物愛護対策の推進

(1) 狂犬病予防

狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の趣旨の徹底を図るために、以下の事業を実施した。

ア 動物の正しい飼い方推進月間の実施(令和6年6月1日~6月30日)

イ 動物による危害防止対策強化月間の実施（令和6年11月1日～11月30日）

ウ 狂犬病予防・動物愛護管理業務連絡会議及び研修会の開催

表1 年度別登録頭数、狂犬病予防注射実施頭数等

区分 年度	登録申請数 (新規登録)	登録頭数 (原簿保有数)	注射済票交付		
			集合注射	個別注射	計
R4	16,715	213,706	26,469	124,829	151,298
R5	20,358	217,269	28,969	121,611	150,580
R6	20,931	222,592	27,694	123,367	151,061

(注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

(2) 動物の愛護管理

ア 動物取扱業の適正化

「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）に基づき、第一種動物取扱業者に対する指導等を実施した。（表2のとおり）

表2 第一種動物取扱業の登録、指導等（令和6年度）

	事業所数	販売	保管	貸出し	訓練	展示	競りあっせん	譲受飼養
登録数	2,028	967	1,258	86	252	171	0	13
立入検査数	597	337	365	51	56	86	0	6

(注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

イ 動物愛護思想の普及・啓発 10-13

(ア) 犬の正しい飼い方・しつけ方教室

犬の本能、習性を理解してもらうとともに、家庭犬としての基本的なしつけを体得してもらうため、「犬の正しい飼い方・しつけ方教室開催要領」に基づき開催した。令和6年度は13回を実施し、延べ26名の参加があった。

(イ) 親子体験教室

小学生とその保護者を対象に、動物の正しい飼い方、安全な接し方、健康管理等について解説するとともに、動物愛護センターの施設を利用して、動物愛護について考えてもらう機会としている。

(ウ) 動物愛護教室

学童等を対象に、動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を図るために、学校や地元の勉強会等へ講師を派遣した。令和6年度は3回開催し、子供・成人合わせて38名の参加があった。

(エ) 愛犬・愛猫教室

犬又は猫の飼育希望者に対して、疾病、育て方、関係法令等に関する講習を行い、正しい飼い方の普及・啓発を図った。

ウ 犬又は猫の譲渡等

(ア) 飼育希望者への犬又は猫の譲渡

動物愛護センターに收容された犬又は猫を対象に、「犬又はねこ等の譲渡実施要領」に基づき実施した。（表3のとおり）

表3 犬又は猫の譲渡状況

年度	申込件数	譲渡頭数	
		犬	猫
R4	373	291	824
R5	359	223	735
R6	348	221	627

(イ) 飼い主さがしの会・出会いの場事業

「飼い主探しの会実施要領」に基づき、動物愛護センターにおいて、犬及び猫等の飼養者に対し、新たな飼い主を探す機会を提供した。(表4のとおり)

なお、令和2年度から飼い主探しの会は実施せず、愛護センターホームページ上での出会いの場事業に移行している。

表4 飼い主さがしの会・出会いの場事業

年度	実施回数	譲渡希望件数	譲受希望件数	決定頭数	
				犬	猫
R4	-	375	285	26	117
R5	-	351	218	12	83
R6	-	180	151	7	53

エ 犬・猫の収容及び処分等

「狂犬病予防法」及び「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき犬の捕獲を、また「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、犬・猫の引取り及び負傷犬・猫の収容を実施した。令和6年度は、犬610頭、猫828頭を収容し、返還・譲渡されなかった犬98頭、猫158頭を殺処分した。

オ こう傷事故

犬による人に対するこう傷事故については、令和6年度に164件発生があった。このうち、登録犬によるものが149件、未登録犬によるものが13件、飼い主不明が2件であった。

カ 負傷動物の収容

「動物の愛護及び管理に関する法律」第36条第1項の規定による負傷動物について、犬13件、猫214件、その他5件の通報があり、それに基づき犬13頭、猫174頭、その他1頭を保護収容した。

キ 動物による危害発生の防止

(ア) 犬の捕獲

管理者のいない犬及び係留されていない飼い犬については、「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」第22条の規定により捕獲・抑留し、飼い主が見つからなかった犬は譲渡又は殺処分とした。

(イ) 多頭飼養の届出状況

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」第14条及び15条の規定に基づき、動物取扱業者等を除いて犬又は猫の飼養又は保管数が1つの飼養施設において10以上となった場合に、多頭飼養届出書を受理した。

表5 多頭飼養の届出状況(令和6年度)

	届出施設数	飼養頭数内訳				調査件数 合計	現地調査件数	立入 検査数
		10～ 30	31～ 60	61～ 90	91～			
当該年度	60	54	6	0	0	143	53	90
累計	386	360	24	2	0			

(ウ) 特定動物の飼養管理

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、特定動物の飼養及び保管に関する指導等を実施した。

表6 特定動物の飼養管理（令和6年度）

	構造別内訳					動物種別内訳		
	おり型 施設等	擁壁式 施設等	移動用 施設	水槽型 施設等	その他	哺乳綱	鳥綱	爬虫綱
許可件数	51	2	41	54	1	77	12	60
立入検査数	34	2	13	28	0			

(注) 千葉市、船橋市、柏市を除く。

ク 飼い主のいない猫対策事業

地域における猫による環境問題対策を加速させるとともに、飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、猫の殺処分の減少を図るため、市町村が実施する不妊・去勢手術等の取組に係る経費を助成する事業を実施した。

令和6年度は計15市町から補助金の交付申請があった。

ケ 動物の正しい飼い方推進月間の実施（令和6年6月1日～6月30日）

動物の適正な飼養及び保管の普及・啓発を図るため、次の事業を実施した。

- (ア) 飼い犬の係留指導等
- (イ) 家庭動物等の飼養管理指導
- (ウ) 野犬等の捕獲
- (エ) こう傷犬の飼養実態調査と指導
- (オ) 大型犬飼養実態調査
- (カ) 多頭飼養届出施設の調査
- (キ) 動物取扱業者の適正化
- (ク) 特定動物の飼養施設への立入検査
- (ケ) 広報活動

コ 動物による危害防止対策強化月間の実施（令和6年11月1日～11月30日）

動物による危害及び被害の発生を防止するため、次の事業を実施した。

- (ア) 大型犬、こう傷事故犬等の飼養実態調査
- (イ) 野犬等の捕獲及び飼い犬の係留指導
- (ウ) 多頭飼養届出施設の調査
- (エ) 特定動物の飼養施設への立ち入り検査
- (オ) 広報活動

サ 動物に関する指導等

令和6年度における動物による苦情届出は3,883件となっており、このうち犬に関するもの1,858件、猫に関するもの1,867件、その他の動物に関するもの158件であった。

動物の飼養に関する指導・助言については8,142件実施し、このうち犬に関するもの3,324件、猫に関するもの4,505件、その他の動物に関するもの313件であった。

なお、令和6年度の狂犬病予防事業及び動物愛護管理事業に関する行政措置件数は、口頭説諭382件、始末書99件となっている。

4 養成施設指導監督事業

平成26年6月4日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)が公布されたことを受け、平成27年4月1日、理容師法(昭和22年法律第234号)、美容師法(昭和32年法律第163号)、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)、食品衛生法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が改正され、以下の事務・権限が国から県に委譲された。

- ・理容師・美容師養成施設の指定及び指導に係る事務
- ・理容師・美容師養成施設の入学に関する学力認定に係る事務
- ・製菓衛生師に係る養成施設の指定等に係る事務・権限
- ・食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設並びに食品衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限
- ・食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録等に係る事務・権限

令和4年5月に「愛玩動物看護師法」(令和元年法律第50号)、「愛玩動物看護師養成所指定規則」(令和3年10月29日号外農林水産省、環境省令第7号)等が施行となり、都道府県知事が愛玩動物看護師養成所の指定等を行うこととなった。

(1) 理容師・美容師養成施設

ア 施設数 (令和7年3月末日時点)

	理容師養成施設	美容師養成施設
養成施設数	3	8

イ 事務

	理容師養成施設	美容師養成施設
新規指定数	—	—
変更承認数	4	3
課程設置承認数	—	—
同時授業実施承認数	—	—
課程廃止承認数	—	—
施設廃止承認数	—	—
変更届出数	3	18
生徒定員変更届出数	—	—
同時授業終了届出数	—	—
指定取消数	—	—

ウ 立入調査・指導等

	理容師養成施設	美容師養成施設
立入調査数	1	1
改善指示数	1	—

エ 養成施設の入学に関する学力認定

	理容師養成施設	美容師養成施設
認定者数	—	—

(2) 製菓衛生師養成施設

ア 施設数 (令和7年3月末日時点)

	製菓衛生師養成施設
養成施設数	2

イ 事務

	製菓衛生師養成施設
新規指定数	—
変更承認数	—
変更届出数	1
指定取消数	—

ウ 立入調査・指導等

	製菓衛生師養成施設
立入調査数	1
改善指示数	—

(3) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の登録養成施設

ア 施設数 (令和7年3月末日時点)

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
養成施設数	6

イ 事務

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
新規登録数	—
変更届出数	5
登録取消数	1

ウ 立入調査・指導等

	食品衛生管理者及び食品衛生監視員 登録養成施設
立入調査数	1
改善指示数	—

(4) 食品衛生管理者の登録講習会の登録

県内登録者なし

(5) 食鳥処理衛生管理者の登録講習会の登録

県内登録者なし

(6) 愛玩動物看護師養成所

ア 施設数（令和7年3月末日時点）

	愛玩動物看護師養成所
法第31条校	3
法附則第2条校	2

イ 事務

	愛玩動物看護師養成所
新規指定数	1
変更承認数	3
変更届出数	—
指定取消数	—